

奈良県訓令第6号

各部課室
各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

別表健康福祉部こども・女性局女性活躍推進課の項中「健康福祉部こども・女性局女性活躍推進課」を「福祉医療部こども・女性局女性活躍推進課」に改め、同表健康福祉部こども・女性局こども家庭課の項中「健康福祉部こども・女性局こども家庭課」を「福祉医療部こども・女性局こども家庭課」に改め、同表奈良県労働会館の項中「労働会館」を「奈良労働会館」に改め、同項の次に次のように加える。

奈良県中 和労働会 館	中和労働会 館に勤務す る者	右	同	職員ごとに四週 に八回所属長が 定める日
-------------------	----------------------	---	---	----------------------------

別表奈良県しごとiセンターの項中

右	同	右
---	---	---

同	を	右	同	日曜日及び職員 ごとに四週に四 回所属長が定め る日	に改め、同表
---	---	---	---	-------------------------------------	--------

奈良県産業会館の項中「一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、

所属長が定める。」を「右同」に改め、同表馬見丘陵公園館の項中「馬見丘陵公園館」を「中和公園事務所」に改める。